


Q パートでも社会保険に加入できるか

A 一定の要件を満たす場合には加入が義務づけられる

 **法律のポイント** ⇒

健康保険、厚生年金保険は、常時5人以上が従事する個人事業所（飲食業、サービス業、農業、漁業などを除く）とすべての法人事業所は強制適用である（健康保険法第13条、厚生年金保険法第6条・第9条）。パートについても、所定労働時間・月の労働日数がその事業所で同種の業務を行う一般労働者のおおむね4分の3以上であれば、加入が義務づけられる。また、40歳以上は介護保険への強制加入となり、その保険料が、健康保険料に加えて、徴収される。

解説

加入：
4分の3要件

パートについては、1日又は1週の所定労働時間及び1ヵ月の労働日数がその事業所で同種の事務を行う一般労働者の概ね4分の3以上である場合には、加入が義務づけられる。

ただし、以下の者は適用除外。

- ①日々雇い入れられる者で1ヵ月を超えない範囲で使用される者、
- ②2ヵ月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて使用されるに至った場合はその日から被保険者となる）、
- ③季節的業務（4ヵ月以内）に使用される者、
- ④臨時的事業（博覧会等）に使用され、6月を超えない者など。

上記適用除外された者については、日雇特例被保険者（健保法第69条の7）となり、被保険者手帳の交付を受ける。就労する日毎に事業主に提出し、健康保険印紙をはってもらうことが必要。

※4分の3基準を引き下げる法案が2012年の国会で成立しているが、施行は2016年10月である。

加入の手続きをしない

加入資格があるのに、会社で手続きをしない事は、5日以内の手続きを義務づけた法律違反である。社会保険事務所で状況を説明し改善を求める。

任意適用事業所

法人でない常時5人未満の事業所と、人数に関係なく下記の業種の任意適用事業所では、労働者の2分の1以上の加入希望によって加入することができる。

- 任意適用事業所 = ①農林・水産・畜産、②理美容・クリーニング、③映画・演劇・興業、④旅館・飲食・接客・娯楽、⑤介護

士・公認会計士

**被扶養者：
収入要件**

年収が130万円（60歳以上の者または障害者については180万円）未満である場合には、被扶養者になることができるとされている。

**パートの適用
関係**

強制適用事業所では4分の3基準を満たしている場合は被保険者となる。4分の3基準でなくても、被保険者に該当するかどうかは就労形態や職務内容などを総合的に勘案して判断することとされている。

		収入要件（被扶養者の該当・不該当）	
		年収 130万円以上：不該当	年収 130万円未満：該当
4分の3基準	4分の3以上	健康保険 厚生年金（+国民年金2号）	
	4分の3未満	国民健康保険 国民年金（1号）	扶養者が厚生年金の被保険者のときは上に同じ 扶養者が国民年金の被保険者のときは左に同じ

**公的年金の被
保険者区分表**

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	① 自営業や農業、自由業の人とその配偶者 ② 学生など	厚生年金や共済組合に加入しているサラリーマン・OL	第2号被保険者に扶養されている20歳以上の60歳未満の配偶者
加入手続き	市区町村の保険年金課または出張所に届け出が必要	個人による届け出は不要	配偶者の勤務する事業所への届け出が必要
保険料	① 個人で毎月納付 ② 口座振替可 ③ 前納可	賃金から控除	第2号被保険者加入の年金制度が負担。個人負担なし

**傷病手当金の
給付期間**

休業4日目より1年6月まで。

**介護保険につ
いて**

40歳以上の人は原則として、介護保険の被保険者となり、保険料は健康保険料に加えて納付されることになる。したがって、健康保険の被保険者になっている人は直接には、介護保険の保険料を納付することはない。